



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年3月7日金曜日 第1437号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）..... 209
- 大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の概要等（8件）..... 210
- 地籍調査の成果の認証..... 214
- 土地改良区役員の就退任の届出..... 215
- 土地改良区役員の就任の届出..... 215
- 新たな土地改良事業の施行の認可（3件）..... 215
- 県営土地改良事業の事業計画書の縦覧..... 215
- 町営土地改良事業の施行の同意（2件）..... 216
- 町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）..... 216
- 市営土地改良事業の計画の変更等の同意..... 216
- 解除予定保安林..... 216
- 公有水面埋立工事のしゅん功認可..... 216
- 道路の区域変更（一般国道440号）..... 218

- 道路の供用開始（ " ）..... 218
- 道路の供用開始（一般国道440号）..... 218
- 道路の区域変更（県道大平砥部線外）..... 218
- 道路の供用開始（ " ）..... 219
- 道路の区域変更（一般国道378号）..... 219
- 道路の供用開始（ " ）..... 219
- 開発行為に関する工事の完了..... 219
- 道路の位置の指定（3件）..... 220
- 愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し..... 220
- 指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等の一部改正..... 220
- 落札者等の告示..... 220

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第470号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年3月7日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
パルティ・フジ姫原	松山市姫原二丁目甲354番外	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	・開店時刻 午前10時 ・閉店時刻 午後10時	・開店時刻 午前9時 ・閉店時刻 午後12時	平成15年 3月1日	平成15年 2月18日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時から 午後12時まで	午前8時から 午前0時15分まで		
フジ本町店	松山市本町六丁目5番1号	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	・開店時刻 午前10時 ・閉店時刻 午後10時	・開店時刻 午前9時 ・閉店時刻 午後12時	平成15年 3月1日	平成15年 2月18日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前10時から 午後10時まで	午前8時45分から 午前0時15分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部商工流通課

○愛媛県告示第471号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部商工流通課及び宇和島地方局産業経済部商工労政課並びに宇和島市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年3月7日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
バルティ・フジ宇和島	宇和島市恵美須町二丁目3番28号	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	・開店時刻 午前9時30分 ・閉店時刻 午後8時30分	・開店時刻 午前9時 ・閉店時刻 午後11時	平成15年 3月1日	平成15年 2月19日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時15分から 午後8時45分まで	午前8時45分から 午後11時15分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部商工流通課及び宇和島地方局産業経済部商工労政課並びに宇和島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部商工流通課

○愛媛県告示第472号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部商工流通課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに伊予三島市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年3月7日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
ホームセンタータイム伊予三島店	伊予三島市下柏町68番地1外	大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後8時	午後9時30分	平成15年 3月1日	平成15年 2月19日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前7時30分から 午後8時30分まで	午前7時30分から 午後10時まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部商工流通課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに伊予三島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部商工流通課

○愛媛県告示第 473 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部商工流通課及び今治地方局産業経済部商工労政課並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年3月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日 年 月 日
今治サティ	今治市馬越町四丁目8番1号	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	・開店時刻 午前10時 ・閉店時刻 午後9時	・開店時刻 午前9時 ・閉店時刻 午後11時	平成15年 2月21日	平成15年 2月14日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時30分から 午後9時30分まで	午前8時30分から 午後11時30分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部商工流通課及び今治地方局産業経済部商工労政課並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部商工流通課

○愛媛県告示第 474 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年3月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日 年 月 日
ピコア21三津	松山市三津三丁目5番40号	大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後9時	午後12時	平成15年 2月17日	平成15年 2月14日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時30分から 午後9時30分まで	午前8時30分から 午前0時30分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部商工流通課

○愛媛県告示第 475 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年3月7日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
パルティ・フジ古川	松山市古川北三丁目19番14号	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	・開店時刻 午前10時 ・閉店時刻 午後9時	・開店時刻 午前9時 ・閉店時刻 午後11時	平成15年 3月1日	平成15年 2月18日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時45分から 午後9時15分まで	午前8時45分から 午後11時15分まで		
ヴェスタ立花	松山市立花二丁目35番地	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	・開店時刻 午前10時 ・閉店時刻 午後9時	・開店時刻 午前9時 ・閉店時刻 午後11時	平成15年 3月1日	平成15年 2月18日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時45分から 午後9時15分まで	午前8時45分から 午後11時15分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部商工流通課

○愛媛県告示第 476 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに伊予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年3月7日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
フジグラン伊予	伊予市米湊字安広728番地3	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	・開店時刻 午前10時 ・閉店時刻 午後9時	・開店時刻 午前9時 ・閉店時刻 午後11時	平成15年 3月1日	平成15年 2月18日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時45分から 午後9時15分まで	午前8時45分から 午後11時15分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに伊予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部商工流通課

○愛媛県告示第477号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部商工流通課及び八幡浜地方局産業経済部商工労政課並びに内子町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年3月7日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
ヴェスタ内子	喜多郡内子町甲119番地1	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	・開店時刻 午前9時30分 ・閉店時刻 午後8時30分	・開店時刻 午前9時 ・閉店時刻 午後11時	平成15年 3月1日	平成15年 2月19日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時から 午後9時まで	午前8時30分から 午後11時30分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部商工流通課及び八幡浜地方局産業経済部商工労政課並びに内子町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部商工流通課

○愛媛県告示第478号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部商工流通課及び八幡浜地方局産業経済部商工労政課並びに大洲市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年3月7日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
アクトピア大洲	大洲市中村246番地1	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	・開店時刻 午前10時 ・閉店時刻 午後9時	・開店時刻 午前9時 ・閉店時刻 午後11時	平成15年 3月1日	平成15年 2月19日

	来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時30分から午後9時30分まで	午前8時30分から午後11時30分まで	
--	----------------------	--------------------	---------------------	--

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部商工流通課及び八幡浜地方局産業経済部商工労政課並びに大洲市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部商工流通課

○愛媛県告示第479号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部商工流通課及び宇和島地方局産業経済部商工労政課並びに吉田町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年3月7日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
ヴェスタ吉田	北宇和郡吉田町大字東小路甲175番地3	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	・開店時刻 午前9時30分 ・閉店時刻 午後8時	・開店時刻 午前9時 ・閉店時刻 午後11時	平成15年3月1日	平成15年2月19日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時から午後8時30分まで	午前8時30分から午後11時30分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部商工流通課及び宇和島地方局産業経済部商工労政課並びに吉田町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部商工流通課

○愛媛県告示第480号

次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成15年3月7日

愛媛県知事 加戸守行

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地域	調査期間	成果の名称
八幡浜市	大字栗野浦・大谷口二丁目・広瀬三丁目・広瀬四丁目・古町二丁目の各一部	平成13年度から平成14年度まで	八幡浜市の地籍図及び地籍簿
重信町	大字山之内の一部	平成13年度から平成14年度まで	重信町の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成15年3月7日

○愛媛県告示第 481 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、周桑郡小松町第一土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年3月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	谷 口 隆 市	周桑郡小松町大字南川甲157番地第1
"	堀 江 幸 二	周桑郡小松町大字新屋敷甲1884番地
"	松 田 榮 一	周桑郡小松町大字新屋敷甲255番地
"	近 藤 虎 吉	周桑郡小松町大字新屋敷甲451番地
"	尾 上 雄 二	周桑郡小松町大字新屋敷甲1879番地2
"	井 上 友 正	周桑郡小松町大字新屋敷甲2289番地の2
"	藤 原 清 広	周桑郡小松町大字新屋敷甲2189番地の1
"	伊 藤 孝 博	周桑郡小松町大字新屋敷甲110番地の1
"	高 木 重 忠	周桑郡小松町大字南川甲156番地の1
"	今 井 純 清	周桑郡小松町大字南川甲96番地
"	河 淵 福 馬	周桑郡小松町大字新屋敷甲463番地の1
"	桑 原 廣 吉	周桑郡小松町大字新屋敷甲564番地1
"	安 部 寅 雄	西条市氷見乙1968番地の2
監 事	谷 口 旺	周桑郡小松町大字南川甲263番地
"	松 田 敏 宏	周桑郡小松町大字新屋敷甲45番地の3

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	谷 口 隆 市	周桑郡小松町大字南川甲157番地第1
"	堀 江 幸 二	周桑郡小松町大字新屋敷甲1884番地
"	松 田 榮 一	周桑郡小松町大字新屋敷甲255番地
"	檜 垣 一 行	周桑郡小松町大字新屋敷甲1784番地2
"	曾我部 清 春	周桑郡小松町大字新屋敷甲329番地
"	岡 田 二 次	周桑郡小松町大字新屋敷甲2333番地1
"	高 井 勉	周桑郡小松町大字新屋敷甲2216番地
"	真 鍋 信 義	周桑郡小松町大字新屋敷甲366番地1
"	伊 藤 孝 博	周桑郡小松町大字新屋敷甲110番地の1
"	野 嶋 進	周桑郡小松町大字新屋敷甲683番地
"	桑 原 好 男	周桑郡小松町大字新屋敷甲567番地の3
"	高 木 重 忠	周桑郡小松町大字南川甲156番地の1
"	今 井 純 清	周桑郡小松町大字南川甲96番地
監 事	谷 口 旺	周桑郡小松町大字南川甲263番地
"	栗 田 守	周桑郡小松町大字新屋敷甲592番地

○愛媛県告示第 482 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、北条市土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成15年3月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	永 井 秋 俊	北条市柳原422番地

○愛媛県告示第 483 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、船木泉川（池田池）土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・田出原池地区）の施行を平成15年2月26日認可した。

平成15年3月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 484 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、西条市禎瑞土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・相生五番（1）地区）の施行を平成15年2月26日認可した。

平成15年3月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 485 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、伊予三島市豊岡町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・長田地区）の施行を平成15年2月26日認可した。

平成15年3月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 486 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条第 1 項の規定により、東宇和郡明浜町大字渡江地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成15年3月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ため池等整備事業・大道地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成15年3月10日から4月7日まで
- 3 縦覧場所
明浜町役場

○愛媛県告示第 487 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、明浜町から協議のあった町営土地改良事業（単独補助土地改良事業（農道）・火道地区）の施行に平成15年 2月26日同意した。

平成15年 3月 7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 488 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、明浜町から協議のあった町営土地改良事業（単独補助土地改良事業（農道）・午太郎地区）の施行に平成15年 2月26日同意した。

平成15年 3月 7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 489 号

小田町から協議のあった町営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・本川地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 3月 7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 町営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・本川地区）計画書の写し
 - (2) 農林業生産基盤整備事業費分担金の徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間
平成15年 3月10日から 4月 7日まで
- 3 縦覧場所
小田町役場

○愛媛県告示第 490 号

小田町から協議のあった町営土地改良事業（農業用道路整備事業・本川地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 3月 7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 町営土地改良事業（農業用道路整備事業・本川地区）計画書の写し
 - (2) 農林業生産基盤整備事業費分担金の徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間
平成15年 3月10日から 4月 7日まで
- 3 縦覧場所
小田町役場

○愛媛県告示第 491 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 3 第 1 項の規定により、松山市から協議のあった土地改良事業（農業用道路整備事業・窪島地区）の計画の変更に平成15年 2月26日同意した。

平成15年 3月 7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 492 号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成15年 3月 7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所
八幡浜市大字郷 8 番耕地 210 の 4
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
農道用地とするため

○愛媛県告示第 493 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第 1 項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第 3 項に規定する図書は、八幡浜市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成15年 3月 7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
愛媛県
松山市一番町四丁目 4 番地 2
代表者 知事 加戸守行
松山市北持田町 122 番地
- 2 埋立区域
 - (1) 位置
 - ア 1 工区
八幡浜市真網代甲 229 番13地先から同甲 231 番 8 地先までの公有水面
 - イ 2 工区
八幡浜市真網代甲 231 番 8 地先から同甲 262 番 1 地先までの公有水面
 - (2) 区域
 - ア 1 工区
次の 128 点から 142 点までを順次直線で結んだ線並びに 142 点と 128 点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T・P・+0.97メートル）の陸と公有水面と接する線により囲まれた区域
基点（八幡浜市真網代甲 229 番 1 地先の市道に設置された標柱）は、北緯33度25分31秒、東経 132 度23分31秒の地点

128 点は、基点から真北 304 度32分04秒 72.96 メートルの地点
 129 点は、128 点から真北 242 度53分42秒 2.19メートルの地点
 130 点は、129 点から真北 246 度09分08秒 3.30メートルの地点
 131 点は、130 点から真北 230 度31分20秒 7.49メートルの地点
 132 点は、131 点から真北 225 度03分00秒 4.05メートルの地点
 133 点は、132 点から真北 215 度23分24秒 6.81メートルの地点
 134 点は、133 点から真北 235 度08分17秒 10.30メートルの地点
 135 点は、134 点から真北 231 度06分24秒 16.39メートルの地点
 136 点は、135 点から真北 228 度47分45秒 14.07メートルの地点
 137 点は、136 点から真北 228 度43分57秒 20.00メートルの地点
 138 点は、137 点から真北 228 度43分54秒 22.80メートルの地点
 139 点は、138 点から真北 227 度22分06秒 8.95メートルの地点
 140 点は、139 点から真北 224 度08分59秒 8.78メートルの地点
 141 点は、140 点から真北 221 度58分47秒 10.31メートルの地点
 142 点は、141 点から真北 218 度37分00秒 7.86メートルの地点

イ 2 工区

次の 144 点から 127 点までを順次直線で結んだ線並びに 127 点と 144 点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T.P. +0.97メートル）の陸と公有水面と接する線により囲まれた区域

基点（八幡浜市真網代甲 270 番地先の一般国道に設置された標柱）は、北緯33度25分22秒、東経 132 度23分19秒の地点

144 点は、基点から真北 1 度35分11秒 41.05メートルの地点
 143 点は、144 点から真北 272 度18分26秒 6.64メートルの地点
 102 点は、143 点から真北 1 度26分37秒 15.33メートルの地点
 103 点は、102 点から真北 3 度56分16秒 3.90メートルの地点
 104 点は、103 点から真北 9 度50分15秒 10.92メートルの地点
 105 点は、104 点から真北18度44分01秒 10.92メートルの地点
 106 点は、105 点から真北28度40分28秒 13.91メートルの地点
 107 点は、106 点から真北37度19分25秒 7.92メートルの地点

ルの地点
 108 点は、107 点から真北45度19分22秒 10.92メートルの地点
 109 点は、108 点から真北53度34分21秒 10.92メートルの地点
 110 点は、109 点から真北62度23分25秒 9.90メートルの地点
 111 点は、110 点から真北66度50分15秒 10.94メートルの地点
 112 点は、111 点から真北66度50分08秒 14.58メートルの地点
 113 点は、112 点から真北64度37分50秒 5.12メートルの地点
 114 点は、113 点から真北60度12分57秒 9.44メートルの地点
 115 点は、114 点から真北55度15分30秒 9.44メートルの地点
 116 点は、115 点から真北50度24分34秒 6.94メートルの地点
 117 点は、116 点から真北44度53分25秒 6.93メートルの地点
 118 点は、117 点から真北44度53分23秒 5.01メートルの地点
 119 点は、118 点から真北39度24分17秒 9.27メートルの地点
 120 点は、119 点から真北33度13分30秒 9.61メートルの地点
 121 点は、120 点から真北28度49分50秒 6.68メートルの地点
 122 点は、121 点から真北24度16分01秒 7.31メートルの地点
 123 点は、122 点から真北24度13分08秒 7.72メートルの地点
 124 点は、123 点から真北26度13分59秒 7.95メートルの地点
 125 点は、124 点から真北29度23分15秒 10.32メートルの地点
 126 点は、125 点から真北32度17分27秒 8.58メートルの地点
 127 点は、126 点から真北34度14分06秒 6.36メートルの地点

(3) 面積

ア 1 工区 696.11平方メートル

イ 2 工区 1,995.02平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成7年10月24日 愛媛県指令河第 641 号

4 しゅん功認可年月日

平成15年3月7日

○愛媛県告示第494号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月7日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一般国道	440号	上浮穴郡柳谷村大字柳井川字永野3533番2から 同字3410番2まで	旧	メートル 10.4～34.0	キロメートル 0.234	
			新	10.4～49.4	0.234	

○愛媛県告示第495号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月7日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	440号	上浮穴郡柳谷村大字柳井川字永野3533番2から 同字3410番2まで	平成15年3月7日

○愛媛県告示第496号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月7日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	440号	上浮穴郡柳谷村大字柳井川字落出674番から 同大字字本村3175番3まで	平成15年3月12日

○愛媛県告示第497号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月7日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大平砥部線	伊予郡砥部町五本松570番11から 同町五本松366番地先まで	旧	メートル 4.5～7.8	キロメートル 0.276	
			新	11.0～17.4	0.279	
"	砥部伊予松山線	伊予郡砥部町川井1400番2地先から 同町川井1393番2まで	旧	4.8～6.8	0.115	
			新	11.2～19.8	0.110	
"	"	伊予郡砥部町川井1400番2地先から 同町川井1556番2まで	旧	4.4～8.2	0.420	
			新	11.2～21.0	0.415	

○愛媛県告示第 498 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 3 月 7 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大平砥部線	伊予郡砥部町五本松570番11から 同町五本松366番地先まで	平成15年 3 月 7 日
"	砥部伊予松山線	伊予郡砥部町川井1400番 2 地先から 同町川井1393番 2 まで	"
"	"	伊予郡砥部町川井1400番 2 地先から 同町川井1556番 2 まで	"

○愛媛県告示第 499 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 3 月 7 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	西宇和郡三瓶町大字有網代字下り松360番 8 から 同字360番 7 まで	旧	メートル 5.0 ~ 5.1	キロメートル 0.022	
			新	8.7 ~ 19.2	0.022	

○愛媛県告示第 500 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 3 月 7 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	西宇和郡三瓶町大字有網代字下り松360番 8 から 同字360番 7 まで	平成15年 3 月 7 日

○愛媛県告示第 501 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成15年 3 月 7 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
松局建（開）第24号 平成15年 2 月12日	温泉郡重信町大字下林甲2072番 1	松山市市坪南二丁目16番32号 竹 下 範 夫
西局建（開）第30号 平成15年 2 月20日	西条市樋之口字八町380番 1、380番 3、380番 4、381番 1 及び381 番 3 ないし381番15	西条市樋之口327番地の 2 井 上 隆

西局建（開）第31号 平成15年2月20日	西条市玉津字寺地245番の1、245番の3、246番5、245番の3地先 農道及び246番5地先水路	西条市神拝甲511番地109 有限会社 富士開発 代表取締役 井 下 富士夫
松局伊土検（開）第60号 平成15年2月21日	伊予市上吾川字松本甲164番1	伊予市湊町65番地 田 中 勝

○愛媛県告示第 502 号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成15年3月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 道路の位置
伊予郡松前町大字北黒田字美居 773 番 1 及び 775 番 1
- 申請人の住所氏名
大阪市西区北堀江一丁目14番24号
興誠不動産販売株式会社
代表取締役 津戸 誠
- 図面省略

地先堤

- 申請人の住所氏名
大洲市大洲 690 番地 1
財団法人大洲住宅協会
理事 榎田 與一
- 図面省略

○愛媛県告示第 503 号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成15年3月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 道路の位置
大洲市若宮字ヤシキ 1 番26、1 番26地先里道及び 1 番26

○愛媛県告示第 504 号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成15年3月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 道路の位置
南宇和郡御荘町平城4270番 3 及び4271番 1
- 申請人の住所氏名
南宇和郡御荘町平城4840番地
有限会社荒金建設
代表取締役 荒金 興宏
- 図面省略

○愛媛県告示第 505 号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第 8 号）第 5 条第 3 項の規定により告示する。

平成15年3月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定 番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	取 消 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
松第 25号	松山市二番町4丁目7の2	松山市役所浮穴支所	松山市二番町4丁目7の2	平成15年2月28日

○愛媛県告示第 506 号

指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等（昭和48年9月愛媛県告示第 822 号）の一部を次のように改正し、平成15年3月24日から施行する。

平成15年3月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

三の項(二)1の表位置の欄中「松山市千舟町四丁目5番地4」を「松山市南堀端町5番地5」に改める。

○愛媛県告示第 507 号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成15年3月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

随意契約に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
美術品 ジャン・アルプ作 「ギュール」 1点	愛媛県教育委員会事務局文化スポーツ部文化振興課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成15年2月7日	株式会社アルトエル 神奈川県横浜市栄区小山台一丁目17番3号	31,290,000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。
別表のとおり	同上	同上	松岡あさ 東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目32番地9号	52,202,850円	同上

別表

美術品	
柳瀬 正夢 作	
「風景二」	1点
「婦人像」	1点
「卓上静物」	1点
「木と降る光」	1点
「風景（山村の道）」	1点
「漁港（松の木のある）」	1点
「風景（崖下の岩場）」	1点
「山と家」	1点
「山と家」	1点
「冬の山」	1点
「道」	1点
「運河（煙突のある風景）」	1点
「自画像」	1点
「小径（流動する風景）」	1点
「お茶の水風景」	1点
「崖と草」	1点
「川と橋」	1点
「底の復報」	1点
「MV時代」	1点
「電信柱の道」	1点
「畫（鎌倉風景）」	1点
「風景（屋並の上に見える山）」	1点
「興居島遠望」	1点
「立花町裏通り」	1点
「橋のある風景（立花橋から松山城）」	1点
「仮面」	1点
「たき木を負う人」	1点
「裸婦」	1点
「婦人」	1点
「鉄橋下の風景」	1点
「子供」	1点
「村の子供」	1点
「村の子供」	1点
「歌う人」	1点
「大同石仏」	1点
「中国の娘たち」	1点
「北京景山東街福富氏邸」	1点
「中国風景スケッチ」	1点
「女性たち」	1点
「街の風景」	1点
「素描（岩山の風景）」	1点
「仏像」	1点
「雲崗仏スケッチ」	1点
「中国風景」	1点
「街の風景」	1点
「駅待 綾化」	1点
「国境 土下院」	1点
「洗濯（牡丹社）」	1点
「駅待（綾化）」	1点
「料理ホジー」	1点
「内門（吉林）」	1点
「村長（ルマノフカ）」	1点

「苦力食卓（撫順）」	1点
「兵士像」	1点
「少女」	1点
「城壁の風景」	1点
「中国風景」	1点
「店先の風景」	1点
「商店街の風景」	1点
「泉の水汲み」	1点
「水汲み」	1点
「エスキース」	1点
「エスキース」	1点
「女」	1点
「男」	1点
「家（ ）」	1点
「幼女」	1点
「幼女」	1点
「女性像」	1点
「女性像」	1点
「国際労働会議の内幕」	1点
「K君との用件を往来でまとめる」	1点
「列車内における登山家の勇姿」	1点
「国際連盟は何をしちよる」	1点
「ミソホの国ミノル秋」	1点
「読売マンガ」	1点
「江東風景」	1点
「頬かぶりの悲鳴（命取りの歯）」	1点
「円タクよけ」	1点
「六時開会の狭業倶楽部の集会」	1点
「マージャン禍事件」	1点
「引込みがつかなくなった外務省」	1点
「もうオトナだものネ」	1点
「直打練習」	1点
「町田さんの言える」	1点
「みみずの心境」	1点
「これで草木が育つか」	1点
「子供芸とは違ったところ」	1点
「長城は落ちる」	1点
「日ソの今後」	1点
「国粹音楽高揚」	1点
「俺達の政治的自由」	1点
「円卓料理」	1点
「ブルジョワ新聞」	1点
「ワシントン条約」	1点
「ムツソリーニ」	1点
「CCCCP」	1点
「錦州攻撃 日本はをむく」	1点
「造船風景」	1点
「連立内閣拳国一致ファッショの彼方へ！」	1点
「ファッショの彼方へ」	1点
「読売新聞時代」	1点
「市役所」	1点
「読売新聞時代」	1点
「證滅」	1点
「お前三ツにワシ三ツあこりゃ」	1点
「国境標ムソリーニ」	1点

「ムソリーニ手中のエチオピア」	1点
「蛇行する支那」	1点
「内閣審ギ会」	1点
「軍事インフレ」	1点
「蝸牛角上の争い」	1点
「労農ギ会」	1点
「資本主義万才！俺達は永遠に安全なんだ」	1点
「組織の力」	1点
「牛馬が人間の安全を脅かさない限り...」	1点
「KKKの神秘」	1点
「よき教師 忠僕」	1点
「ツァーの骨共消えてなくなれ！」	1点
「自由な学生」	1点
「支那に穴をあけるのは誰か？」	1点
「俺達是一緒にはいられぬ」	1点
「カンジーは英帝国とひとからげ」	1点
「文化科学の魔術」	1点
「赤き色に燃え出る時の石炭の火の勢は」	1点
「二戦争を絶滅させること受合いに御座候」	1点
「社会的不安の根拠はこれ！」	1点
「惜しいことには首がなかった」	1点
「われ御身のごとくに」	1点
「住みよい日本 番頭浜口は百二十万の失業者を救出した」	1点
「フランスの泥 日本の泥」	1点
「土地と自由（原画）」	1点
「戦旗 1930、1月号」	1点
「戦旗 1930、4月号」	1点
「戦旗 1930、5月号」	1点
「戦旗 1930、3月号」	1点
「よめ！戦旗（原画）」	1点
「読め！戦旗（印刷）」	1点
「雑誌 労働創刊号」	1点